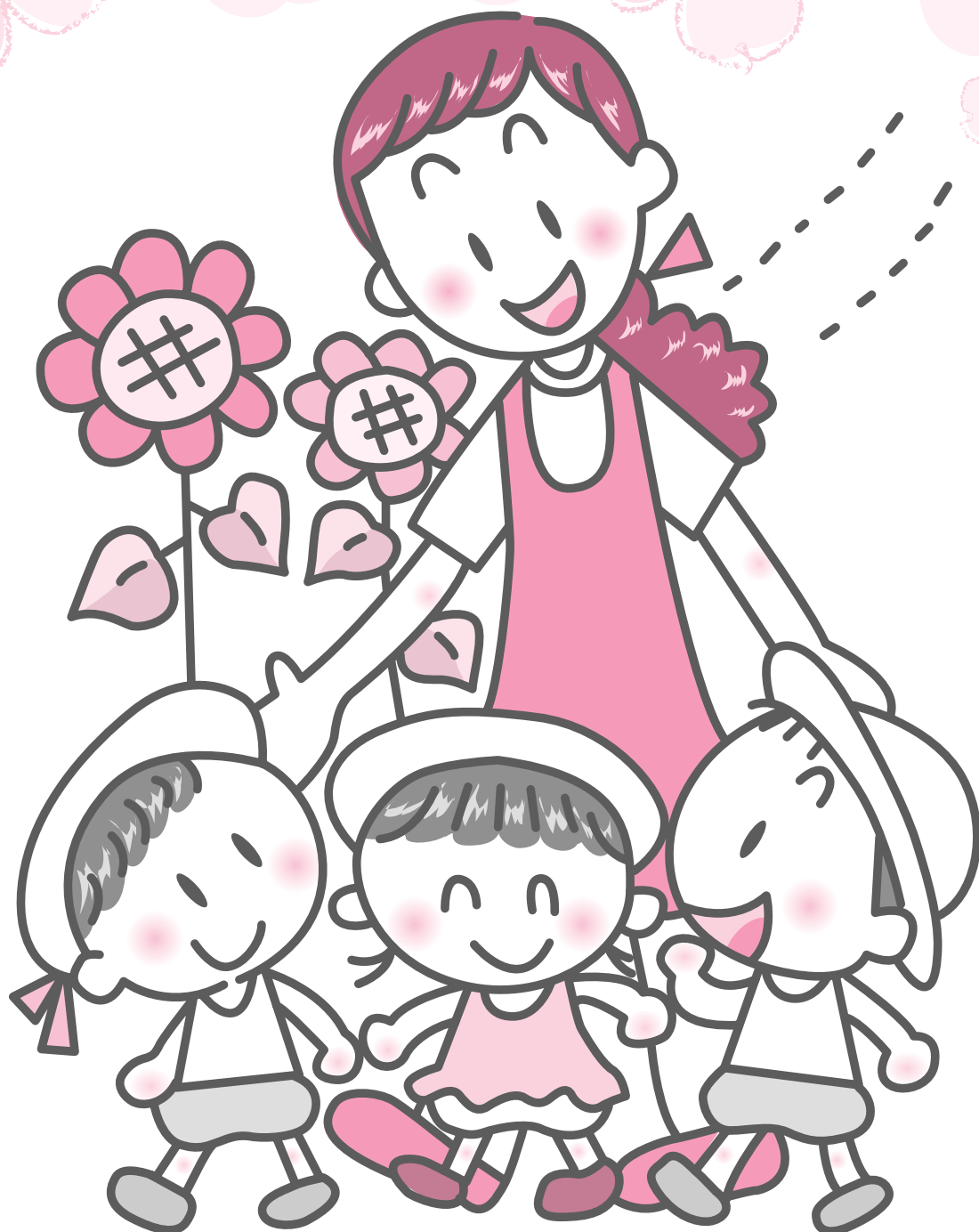


平成21年度

# 保育園入園のご案内



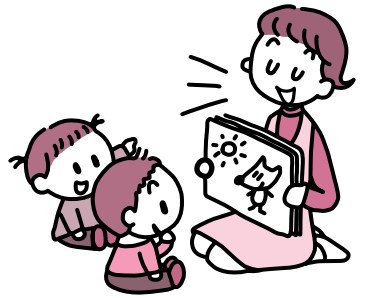
岡崎市

## 保育園とは

保育園とは、保護者が昼間仕事をしていたり、病気にかかっていたり、又はその他の理由で家庭内で保育することができない（「保育に欠ける」といいます）場合に、保護者にかわって保育することを目的とする児童福祉施設です。

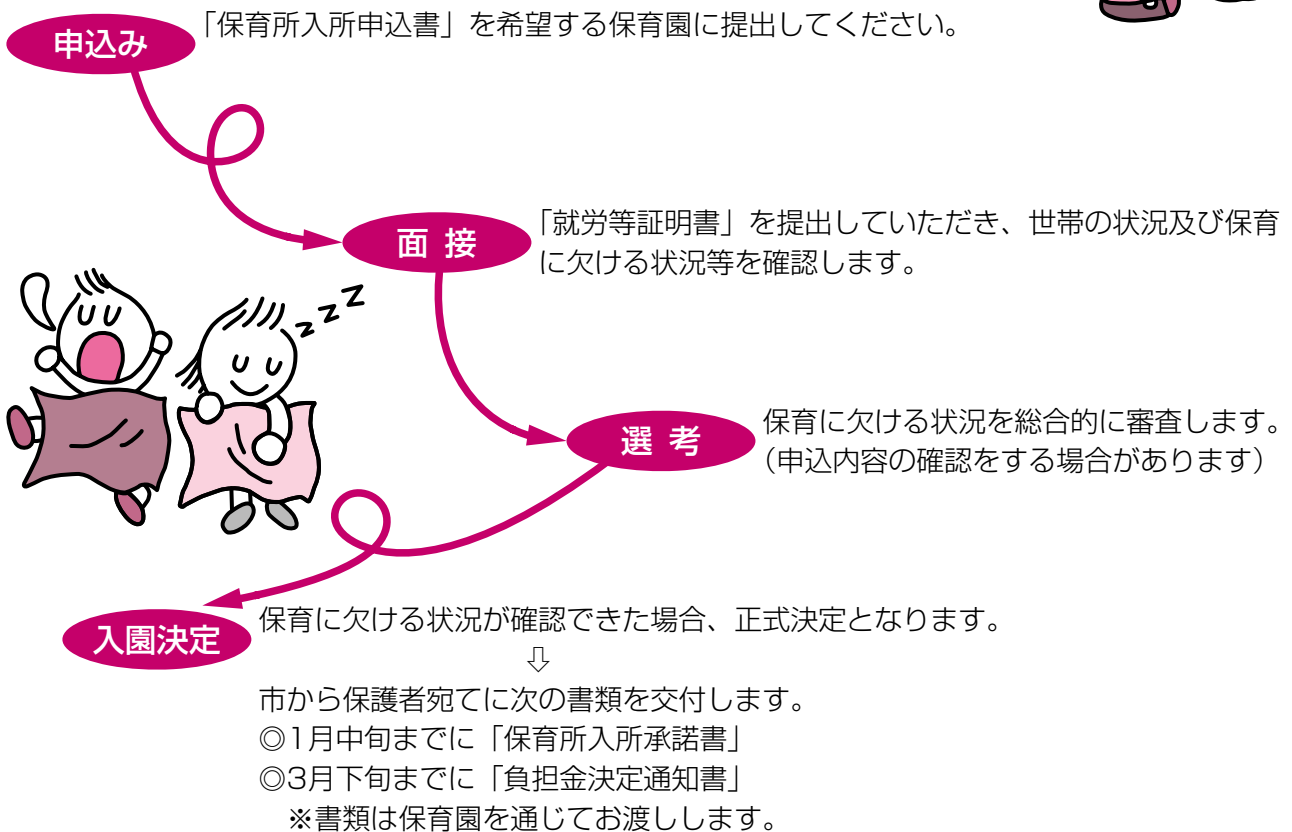
したがって、保育園への入園は学校教育の一環として位置づけられている幼稚園への入園とは異なります。申込みをされるかたは、このパンフレットをよくご覧になって手続きをしてください。

## 申込みの手続きから入園の承諾まで



### ▶ 4月1日新規入園の受付

入園手続きについては、市政だより9月15日号でお知らせします。



### ▶ 年度途中入園の受付

入園申込みについては、随時希望する保育園にお問い合わせください。

年度途中の入園は、原則として月の初日となっています。入園希望日の1ヶ月前までに「保育所入所申込書」を保育園に提出してください。

なお、育児休業終了に伴う年度途中入園を希望するかたについては、1年前から入園の予約を受付けます。入園を希望する保育園にお問い合わせください。

### ▶ 緊急に入園が必要な場合

こども課保育管理班にご相談ください。

# 入園の基準

保育園に入園できるのは、次の①～③をすべて満たす場合です。

- ①岡崎市にお住まいで住民登録があるかた
- ②保護者のいずれのかたも下表の条件に該当し、保育ができない場合
- ③同居の親族、その他のかたが家庭で保育ができない場合

入園基準	具体的な保護者の入園事由	承諾期間
外 勤	保護者が昼間、自宅外で仕事をしている場合 (基準 毎月15日以上かつ毎日4時間以上、居宅外で労働することを常態としていること)	入園の承諾開始日から児童の小学校就学前日までの期間内で左の状態が継続すると見込まれる期間
個人営業	保護者が昼間、自宅外、または自宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合 (基準 毎月15日以上かつ毎日4時間以上、居宅内外で労働することを常態としていること) ※営業所得の申告をしている場合に限りです。	
内 職	保護者が昼間、家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合 (基準 毎月15日以上かつ毎日4時間以上、居宅内で労働することを常態としていること) ※0歳児～2歳児は入園できません ※毎月の保育料を満たす程度の収入が必要です。	
出 産	母親が妊娠中又は出産前後である場合	出産予定日の8週間前から出産後8週間までの期間
保護者の疾病等	保護者が病気、ケガ又は心身に障害があり、常に保育ができない場合	入園の承諾開始日から医師等の作成した診断書に記載されている期間
疾病等の看護等	疾病又は心身に障害を有する同居家族があり、保護者が常時看護にあっている場合 (基準 毎月15日以上かつ毎日4時間以上、常時看護にあっていること) ※入院、週3回以内の通院の付き添い等は入園できません。	入園の承諾開始日から児童の小学校就学前日までの期間内で左の状態が継続すると見込まれる期間
災害復旧	災害(火災、風水害、震災等)の復旧にあっている場合	
その他	保護者が大学又は各種学校に通学中である場合 (基準 毎月15日以上かつ毎日4時間以上、学校教育法に基づく大学、専修学校、各種学校等に就学することを常態としていること)	

※これから就労する予定等の場合も申込みの受付をしますが、入園後1ヶ月以内に就労を開始し、そのことがわかる書類を提出されない場合には退園していただきます。

※「下の子に手がかかるため」「来年学校へ上がるため」「集団生活に慣れさせるため」「社会生活を身につけるため」「友達がいないため」というような理由では入園できません。

# 入園申込みに必要なもの

必要書類がすべてそろっていない場合は入園できません。

- ①保育所入所申込書(保育園にあります)→4ページの記入例を参考にしてください。
- ②就労等証明書(保育園にあります)なお、不明な点等があった場合は、各職場へ訪問確認させていただくこともあります。  
※就労の確認について、給与支払証明書又は給料支払明細書を提出していただく場合があります。

入 園 基 準	就労等証明書の証明者及び添付書類
外 勤	勤務先(事業所)の証明、育児休業復帰による入所は辞令の写し等
個 人 営 業	民生児童委員の証明
内 職	内職提供元(事業所)の証明
出 産	母子手帳のコピー(表紙のみ)
保護者の疾病等	身体障害者手帳等のコピー、医師等の作成した診断書等 (内容によっては入園基準に合わず、入園できない場合もあります)
疾病等の看護等	
災 害 復 旧	罹災(りさい)証明書
そ の 他	在学証明書、カリキュラム等

## ③収入・税額の確認できる書類(平成20年1月1日現在の住所が岡崎市以外のかた)

転 入 時 期	必 要 書 類
平成20年1月2日以降 平成21年1月1日までの間に岡崎市に転入	<p>〈下記①～③のいずれか〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①平成19年分源泉徴収票</li> <li>②平成19年分確定申告書の控</li> <li>③平成20年度(19年分)市町村民税課税(所得)証明書 (※所得金額及び控除内容の記載があるもの)</li> </ul> <p>*課税(所得)証明書の交付については平成20年1月1日現在に住民登録のある市区町村役場の税務担当課にご相談ください。</p>
平成21年1月2日以降 に岡崎市に転入	<p>〈下記④、⑤の両方〉</p> <p>④下記のうちいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年分源泉徴収票</li> <li>・平成19年分確定申告書の控</li> <li>・平成20年度(19年分)市町村民税課税(所得)証明書 (※所得金額及び控除内容の記載があるもの)</li> </ul> <p>*課税(所得)証明書の交付については平成20年1月1日現在に住民登録のある市区町村役場の税務担当課にご相談ください。</p> <p>⑤下記のうちいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年分源泉徴収票</li> <li>・平成20年分確定申告書の控</li> <li>・平成21年度(20年分)市町村民税課税(所得)証明書 (※所得金額及び控除内容の記載があるもの)</li> </ul> <p>*課税(所得)証明書の交付については平成21年1月1日現在に住民登録のある市区町村役場の税務担当課にご相談ください。</p>

※国外からの転入のかたについては、こども課にお問い合わせください。  
※上記のほかに必要な書類があれば、提出依頼させていただきます。

# ※申込書記入例 (注意事項)

『提出年月日』を記入

裏面も合わせて  
3ヶ所必ず押印

入所児童本人  
の記入は不要

父・母が児童と別居  
の場合は必ず記入

- ・ 保育に欠ける状況がわかるように具体的に記入
- ・ 入所していない就学前の兄弟姉妹がいる場合は、誰が保育しているのかを必ず記入
- ・ 母子・父子家庭の場合はその旨を記入

該当する場合は  
税資料の提出が必要

**表面** 保育所入所申込書 (兼保育児童台帳)

平成 20 年 9 月 30 日

(あて先) 岡 崎 市 長

保護者住所 岡崎市 十王町二丁目9番地  
ふりがな ほいく たろう  
保護者氏名 **保育 太郎**

電話 ( 0564 ) 23 - 6144  
携帯 - -

次のとおり児童福祉法に規定する保育所に申込みます。

1. 入所児童について

氏名	生年月日	性別	保育園名
ふりがな ほいく はなこ <b>保育 花子</b>	平成 16 年 4 月 12 日	男 女	<b>根石</b> 保育園

2. 児童の世帯員 (同居者全員を記載してください。)

氏名	生年月日	性別	続柄	勤務先・職業 又は施設・学校名
<b>保育 太郎</b>	S45年 8 月 13 日	男	父	〇〇会社
<b>保育 洋子</b>	S46年 8 月 1 日	女	母	(株)〇〇 パート
<b>保育 正男</b>	S13年 2 月 14 日	男	祖父	老齢
<b>保育 正子</b>	S20年 1 月 31 日	女	祖母	(株)△△ パート
<b>保育 一郎</b>	H18年 7 月 25 日	男	弟	根石保育園申込中
	年 月 日	男		
	年 月 日	女		

父または母が別居の場合は、上表ではなくこちらに記入してください。

父・母	ふりがな 氏名 :	生年月日 :	年 月 日
	住所 :		

3. 保育を必要とする理由

保育を希望する期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日
-----------	---------------------

具体的な事情を記入してください

父は〇〇会社でAM8:30~PM5:30勤務  
母は(株)〇〇でAM9:00~PM3:00勤務  
祖父は老齢(65歳以上)  
祖母は(株)△△でAM9:00~PM3:30勤務  
以上の理由で昼間、花子を保育する人がいません。

4. その他

平成20年1月1日の 住所が市外の場合	前住所 : 転入年月日 年 月 日
------------------------	----------------------

生活保護の状況 (1) 適用なし 2: 適用あり

**裏面**

この同意事項に同意いたします。

平成 20 年 9 月 30 日

(あて先) 岡 崎 市 長

住所 岡崎市 十王町二丁目9番地  
(世帯員の代表者)  
氏名 **保育 太郎**

表面と同じ提出年月日

表面と合わせて3ヶ所必ず押印

# 入園後の手続き

## ▶ 保育所基準調査

入園基準要件の確認のために、原則として年1回「調査票」の提出をしていただきます。7～8月ごろに、保育園から配布しますので提出期限までに保育園に提出してください。

## ▶ 変更届など

次の事項に該当する場合は、速やかに保育園へ届出をしてください。

具体的な手続き例（各種様式は、保育園にあります）

家庭で保育が可能となった場合	➡	保育園を退園となりますので、「保育所退所届」を提出。
市内で転居した場合	➡	「世帯構成員変更届」を提出。
市外に転出した場合	➡	保育園を退園となりますので、「保育所退所届」を提出。
家庭状況に変更があった場合 (出産・死亡・結婚・離婚等)	➡	「世帯構成員変更届」を提出。別途書類提出が必要になる場合もあります。
保育料口座振替納付の開始・中止・口座変更をする場合	➡	「岡崎市口座振替届」を提出。
所得税の修正申告等により税額が変更した場合	➡	保育料が変更になる場合がありますので、こども課に申し出てください（変更は申し出があった翌月から）。
就労先を変更したが、保育に欠ける状況は変わらない場合	➡	「就労等証明書（就労）」を提出。
承諾期間を満了したが、引き続き同じ理由で入園が必要な場合（看護が続いている場合等）	➡	「保育所入所申込書」と継続している理由がわかる書類（診断書等）を提出。
求職活動をしてきたが、就職が決まった場合	➡	「就労等証明書（就労）」と就労状況のわかる書類（給与明細書等）を提出。
外勤等で入園しているが、母親が出産を控え、産前産後も保育を必要とする場合（育児休業を取得する場合）	➡	産前産後各8週間を保育に欠ける状況として保育園への継続在籍が可能です。「就労等証明書（就労外）」と母子手帳のコピーを提出。 その後、育児休業を取得する場合は、継続入園ができません場合がありますのでご注意ください。詳しくは、各保育園又はこども課にお問い合わせください。
承諾期間が満了した場合 (卒園する場合)	➡	手続きは不要。

# 保育園一覽表

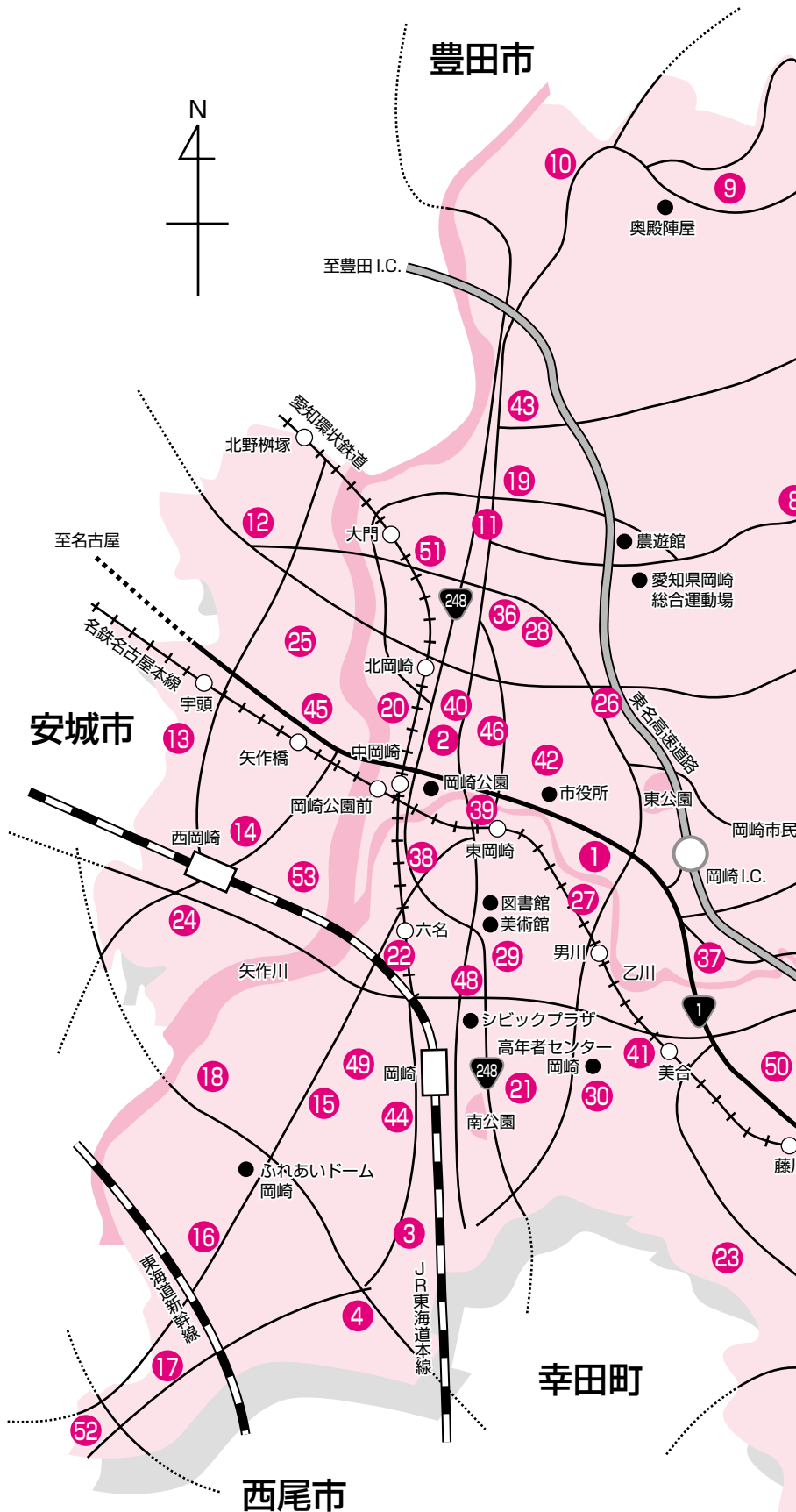
## [公立]

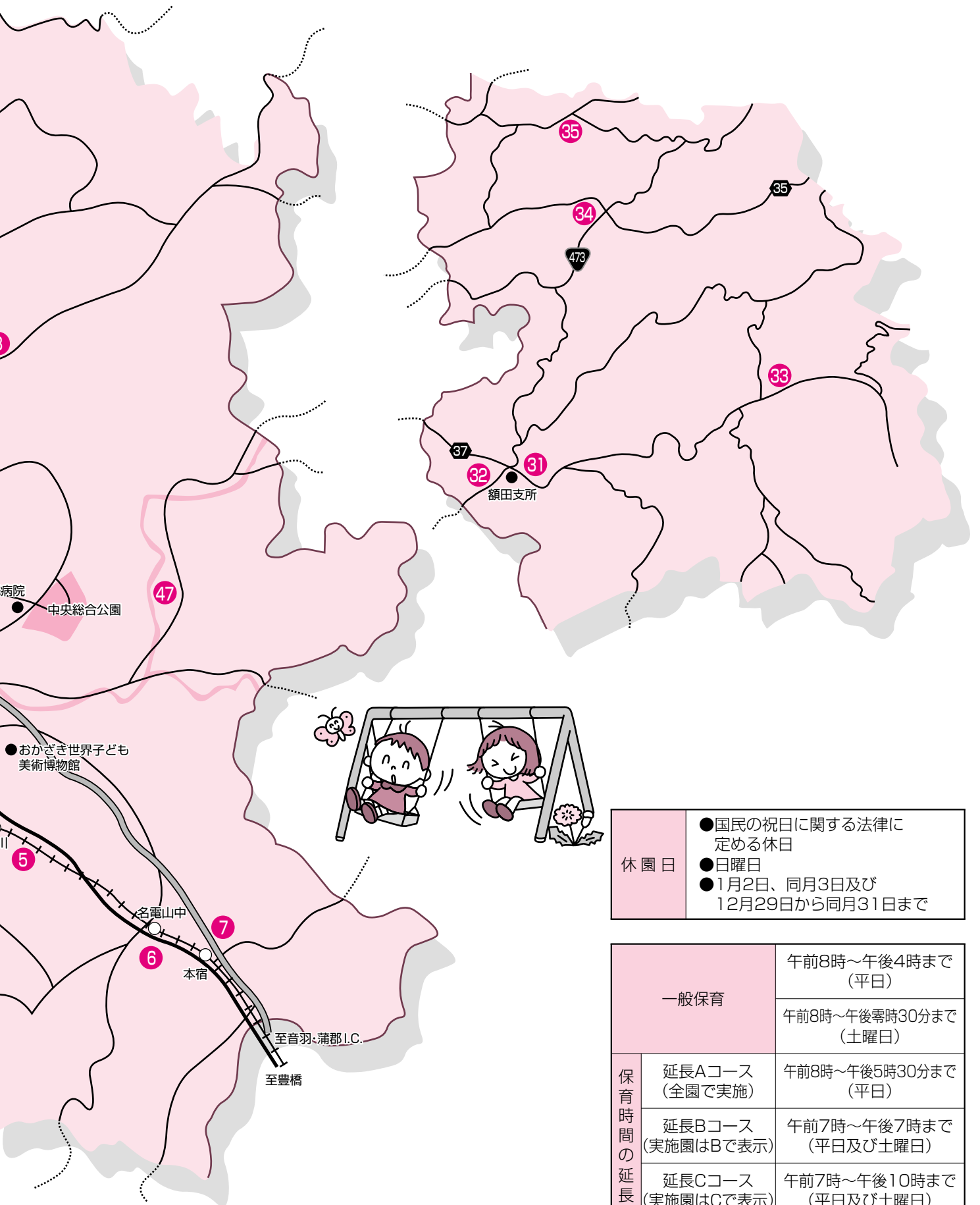
番号	保育園名	所在地	電話番号	延長
1	根石	栄町	22-4237	A B
2	城北	八帖北町	23-5600	A B
3	福岡	上地町	51-9117	A
4	福岡南	福岡町	51-9144	A B
5	藤川	藤川台3丁目	48-2034	A
6	山中	舞木町	48-2113	A B
7	本宿	本宿町	48-2654	A B
8	常磐	滝町	46-2208	A
9	岩松	奥殿町	45-3532	A
10	細川	細川町	45-2501	A B
11	大樹寺	鴨田町	22-5144	A B
12	北野	北野町	31-4575	A
13	矢作西	西本郷町	31-5502	A
14	矢作南	大和町	31-5277	A B
15	六ツ美北	牧御堂町	52-2667	A
16	六ツ美中	下青野町	43-2660	A
17	六ツ美南	中島東町	43-2645	A
18	六ツ美西	中之郷町	52-1492	A B
19	百々	河原町	22-2076	A B
20	八帖	八帖北町	23-2911	A B
21	若松	若松東2丁目	51-7131	A
22	六名南	六名南2丁目	52-4100	A
23	竜谷	竜泉寺町	52-4105	A
24	島坂	島坂町	31-6000	A
25	中園	中園町	31-2783	A
26	稻熊	稻熊町	21-5018	A B
27	大西	大西1丁目	21-5509	A B
28	井田	井田町	21-5695	A
29	奈良井	竜美南2丁目	53-7366	A B
30	緑丘	緑丘3丁目	53-9617	A
31	豊富	榎山町	82-3039	A B
32	豊富第二	榎山町	82-3033	A
33	宮崎	石原町	83-2370	A
34	形埜	桜形町	84-2031	A B
35	下山	保久町	84-2860	A

## [私立]

番号	保育園名	所在地	電話番号	延長
36	八十塚	鴨田町	21-4857	A B
37	男川	丸山町	24-6651	A B
38	六名	六名2丁目	51-5439	A B
39	明德	明大寺本町	22-0474	A B
40	元能見	元能見町	22-6395	A B
41	美合	美合町	51-2305	A B
42	燕ヶ丘	中町	21-2758	A B
43	岩津	岩津町	45-5525	A B
44	白鳩	針崎町	51-5035	A B
45	矢作	矢作町	31-2354	A B
46	るんぴー	能見通1丁目	21-8526	ABC
47	秦梨	秦梨町	47-2222	A B
48	みなみ	戸崎町	51-3352	A B
49	むつみ	法性寺町	52-9359	A B
50	岡	岡町	51-2795	A B
51	大門	大門4丁目	24-6402	A
52	中島	中島町	43-4648	A B
53	渡	渡町	32-2477	A B

※市外局番は「0564」です。





休園日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民の祝日に関する法律に定める休日</li> <li>● 日曜日</li> <li>● 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで</li> </ul>
-----	--

一般保育		午前8時～午後4時まで (平日)
		午前8時～午後零時30分まで (土曜日)
保育時間の延長	延長Aコース (全園で実施)	午前8時～午後5時30分まで (平日)
	延長Bコース (実施園はBで表示)	午前7時～午後7時まで (平日及び土曜日)
	延長Cコース (実施園はCで表示)	午前7時～午後10時まで (平日及び土曜日)

※保育時間の延長とは、保護者の就労状況等に応じて事前の届出により、保育する時間を延長するものです。

# 保育時間について

## ▶ 一般保育について

クラスを主体とした保育は、午前8時から午後4時（土曜日は午後零時30分）までです。

## ▶ 延長保育について

保護者の勤務形態や恒常的な残業等やむを得ない事情のため、さらに保育時間の延長が必要な児童に対して、有料で延長保育を実施しています。

延長保育の利用を希望されるかたは、前ページを参考にして、各保育園に詳細をお尋ねください。

## ▶ 入園当初の保育時間

初めて集団保育を経験されるため、生活環境の変化から疲労を感じる児童もいます。入園当初は相談のうえ、児童が保育園に慣れるため、短い保育時間から始めること（「ならし保育」といいます）がありますのでご了承ください。

## ▶ 土曜日の保育について

土曜日は、職員交替の勤務体制で保育園を開いていますが、ご両親のどちらかが土曜日休日の職場に勤務されている等、可能な場合は家庭保育のご協力をお願いします。

よくある

## Q&A

### 学区以外の 保育園に入園する ことができますか？

市内の保育園であれば、どこの保育園でも入園可能です。例えば、家の近くではなく、職場に近い保育園に入園するかたもいます。

### 軽い障害がありますが 入園する保育園は ありますか？

3歳児以上の中・軽度の障害児保育を実施していますが、集団保育が可能であるか等を面接し、入園の可否を決定しますので申込時に状況を説明してください。また、障害児保育については保育園を特定していません。

### 食物アレルギーへの 対応は できますか？

医師の診断書が必要です。除去食の提供にあたっては、各園の状況により可能な範囲が異なり、弁当の持参となる場合もあります。

### 週2日くらいの 仕事ですが 入園できますか？

保育に欠ける基準に当てはまりませんので、入園できません。必要な日のみお預かりする一時保育をご利用ください。詳しくはこども課へお問い合わせください。

### 現在、育児休業中ですが、 3歳の上の子どもを入園 させることはできますか？

上のお子さんが4月1日において満3歳以上であれば特列入園ができます。詳しくはこども課へお問い合わせください。

# 保育料について

児童福祉法の規定により、保育にかかる経費の一部を保育料として各家庭で負担していただくことになっています。

## ▶ 保育料の決定

- ①保育料は、保護者（父・母）又は祖父母の前年分の所得税等の額及び児童の年齢に応じて決定します。保育料は申告されている税額により算定されており、各家庭で異なります。
- ②平成21年度4・5月分の保育料については、平成19年分の所得税の額から決定し、保育園を通じて通知します。6月以降の保育料については、平成20年分の所得税の額から決定し、保育料が変更するかたのみに保育園を通じて通知します。
- ③前年所得のなかったかたでも申告が必要となります。市役所市民税課（東庁舎3階）で申告してください。
- ④保育料は、各月の初日が在籍の基準日となりますので、出席日数にかかわらず1ヶ月分の保育料を納入していただきます。
- ⑤保育料は税金額により算定されるため、税申告に誤りがないか、入園前に源泉徴収票等でよくご確認ください。

## ▶ 保育料の納入について

- ①保育料は毎月末日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に口座振替により納入していただきます。
- ②保育料等の通知については、再発行できませんので必ず保管しておいてください。
- ③保育料を滞納されると退園していただく場合があります。

## ▶ その他

保育料とは別に3歳以上児については主食代（パン代等）が必要です。また、保育園ごとに教材費実費等が必要となる場合があります。



よくある

## Q&A

祖父母と同居  
していますが、  
保育料の算定の対象と  
なりますか？

保護者（父・母）に所得税・市民税の額があれば、祖父母は算定の対象となりません。ただし、保護者に所得税・市民税の額がない場合は、祖父母の所得税の額が算定の対象となります。

ひとり親家庭ですが  
保育料の免除は  
ありますか？

ひとり親家庭についても保護者の税額を保育料一覧表に当てはめて決定されます。ただし、B階層に該当する場合には保育料が免除になる場合があります。

（次ページ参照）

公立と私立の  
保育園の違いは  
ありますか？

保育料は、公立・私立とも同じです。また、保育内容については、地域の特色や保育園の伝統等の違いはあるものの、基本的には違いはありません。

# 〈参考資料〉 保育料一覧表

## 1 一般保育料

階 層 区 分			金 額 (月額)		
			単 位 : 円		
			0・1・2歳児	3歳児	4歳以上児
B	所得税が非課税世帯	市町村民税の非課税世帯	2,000	1,600	1,400
C1		市町村民税の課税額が均等割の額のみである世帯	7,700	6,100	5,800
C2		市町村民税所得割の額がある世帯	9,300	7,500	6,900
D1	所得税の課税がある世帯	所得税の額が9,000円未満の世帯	11,600	9,900	9,100
D2		〃 9,000円以上17,000円未満の世帯	16,500	15,300	14,200
D3		〃 17,000円以上45,000円未満の世帯	21,200	18,600	17,100
D4		〃 45,000円以上67,000円未満の世帯	27,100	20,500	19,000
D5		〃 67,000円以上84,000円未満の世帯	33,000	21,100	19,700
D6		〃 84,000円以上125,000円未満の世帯	40,400	22,300	20,700
D7		〃 125,000円以上470,000円未満の世帯	45,400	23,500	21,000
D8		〃 470,000円以上の世帯	48,000	23,900	21,300

### (保育料一覧表の見方)

保育料の算定の基礎となるもの	期(月)	平成21年4月・5月	平成21年6月～平成22年3月
	所得税		平成19年分
市町村民税		平成20年度分(平成19年1月～12月の所得にかかる市町村民税)	

- (1) 平成21年4月1日における年齢で算定します。年度途中で年齢が変わっても保育料は変わりません。
- (2) 保育料の所得税額とは、4・5月分保育料については平成19年分所得税額、6月以降については、平成20年分所得税額を指し、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除、電子申告控除等をする前の所得税額のことをいいます。
- (3) 保育料の決定にあたっての市町村民税とは、平成20年度分市町村民税(平成19年1月～12月の所得にかかる市町村民税)を指します。
- (4) 児童の属する世帯がB階層で、以下に該当する場合は保育料を徴収しません。
  - (ア) 母子・父子世帯
  - (イ) 身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けているかたのいる世帯
  - (ウ) 特別児童扶養手当の支給対象児、及び国民年金の障害基礎年金又はこれに準ずる年金の支給を受けているかたのいる世帯
  - (エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたのいる世帯

## 2 延長保育料

区 分	金 額 (月額) 単位：円
延長 Aコース	1,000
延長 Bコース	3,000
延長 Cコース	8,000

※利用されるかたは、一般保育料に左記の金額が加算されます。

※B階層の世帯は延長保育料を徴収しません。



## 保育料の軽減について

①同一世帯から入園している場合に年齢が下の子の保育料が軽減されます。

	対 象 児 童	軽減後の保育料
兄弟ともに保育園の世帯	最も年齢の高い児童	保育料一覧表の額
	次に年齢の高い児童	〃 × 1/2
	その他の児童	〃 × 1/10

### 【例1】D3階層 2歳と4歳の兄弟の場合

保育料 (月額) 27,700円 (2歳：10,600円 4歳：17,100円)

\*2歳児は2子目の入所のため1/2軽減されています。(一覧表21,200円×1/2)

②保育園と\*幼稚園等を同時利用した場合も年齢の下の子の保育料金が軽減されます。

※幼稚園等とは、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童デイサービスをいいます。詳しくはこども課へお問い合わせください。

◎幼稚園料金については各幼稚園にお問い合わせください。

→兄保育園、妹幼稚園の場合は保育園料金の軽減対象になりません。

## 第3子無料化について

第3子以降の0・1・2歳の児童が保育園に入所している場合は料金が無料化されます。  
この場合の第3子とは、同一世帯の第3子以降の児童を指します。  
4月1日において満3歳未満の児童が対象となります。

なお、兄弟姉妹の同時入所及び幼稚園等と保育園の同時利用の料金軽減該当者についても適用されます。

### 【例1】D8階層 2歳と小学生2人の3人兄弟の場合

保育料（月額） 48,000円



2歳の児童が第3子で無料になります。

0円

### 【例2】D6階層 2歳と3歳と小学生1人の3人兄弟の場合

保育料（月額） 42,500円（2歳：20,200円 3歳：22,300円）



\*2歳児は2子目の入所のため1/2軽減されています。（一覧表40,400円×1/2）

2歳の児童が第3子で無料になります。

あわせて22,300円（2歳：0円 3歳：22,300円）

### 【例3】D3階層 1歳と2歳と4歳（幼稚園児）と小学生1人の兄弟の場合

保育料（月額） 12,720円（1歳：2,120円 2歳：10,600円）



\*1歳児は3子目の入所のため1/10軽減されています。（一覧表21,200円×1/10）

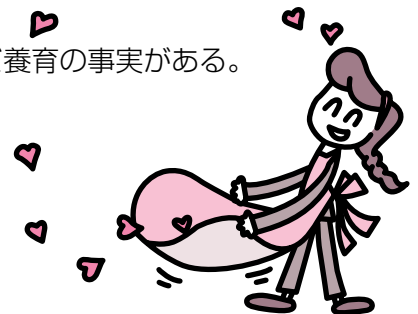
\*2歳児は2子目の入所のため1/2軽減されています。（一覧表21,200円×1/2）

1・2歳の児童が第3子以降のため無料になります。

あわせて0円（1歳：0円 2歳：0円）

◎同一世帯ではないが0・1・2歳の入所児童を含め満18歳未満の児童を3人以上養育している場合は、こども課までお問い合わせください。

【例】高校入学により寄宿舎に入り住民票上は別住であるが、仕送りなど養育の事実がある。



# 保育園の運営費について

国基準に対する岡崎市の費用負担割合（平成20年度当初予算）

国 (最低基準)	保護者	市	国	保育に要する国基準の経費 計38億円
	23億円	12億円	3割	
岡崎市	保護者	市	国	岡崎市の保育に 要する実際の経費 計61億円
	14億円	9億円	12億円 3割	

保護者の負担分は国の基準より大幅に軽減されています。

保護者負担の軽減額は約9億円（児童1人あたり平均年額132,000円）であり、その他の費用を含め岡崎市が約44億円（児童1人あたり平均年額644,000円）負担しています。



## 岡崎市総合子育て支援センター

- 場 所 岡崎市八帖北町4番地9（城北保育園3階）
  - 電 話 26-0706
  - 開設日 月～金曜日 AM9時30分～正午、PM1時～4時  
土 曜 日 AM9時30分～正午
- 〔育児相談等電話受付（すくすくテレホン）〕  
月～金曜日 AM8時30分～PM5時15分  
土 曜 日 AM8時30分～PM0時30分
- 事業内容 情報の提供（情報紙「すくすく」毎月発行）  
子育て情報、パパ講座の開催  
すくすくテレホン  
(0564-26-0706)  
サークル育成・支援  
子育て人材バンクの登録  
プレイルームの開放

## 地区子育て支援センター

- 開 設 日 月～金曜日  
(土・日・祝日は休み)
- 事業内容 育児相談（AM9時30分～PM3時30分）  
サークル育成・支援  
子育て広場（AM9時30分～11時30分）  
※実施日については各地区子育て支援センターへお問い合わせください。

藤川保育園  
子育て支援センター  
岡崎市藤川台3丁目1-5  
TEL 48-2266

福岡保育園  
子育て支援センター  
岡崎市上地町字丸限47-2  
TEL 51-9131

豊富第二保育園  
子育て支援センター  
岡崎市榎山町字市場45  
TEL 82-4888

島坂保育園  
子育て支援センター  
岡崎市島坂町字川田55-1  
TEL 31-6766

常磐保育園  
子育て支援センター  
岡崎市滝町入ノ谷3-4  
TEL 46-2901





## ファミリー・サポート・センター ってどんなところ？

「子育ての手助けをしてほしい」かたと  
「子育てのお手伝いをしたい」かたが会員となり、  
助け合いながら活動する会員組織です。

- 仕事や通院冠婚葬祭などで、一時的に子どもを預かってほしいとき
- 保育施設や学校などへの送迎

このようなときにセンターが、依頼内容や地理的条件などを考慮してコーディネートします。  
詳しく知りたいかたは電話でお問い合わせください。

お問い合わせ

TEL 0564-87-5050  
FAX 0564-87-5051



◆ お問い合わせ先

岡崎市役所 福祉保健部 こども課  
(東庁舎1階 12番窓口)

TEL.0564-23-6144 FAX.0564-23-6540